

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局生活衛生部生活衛生課 （ 06-6208-9996 ）
処分課（担当）名	区保健福祉センター、大阪市保健所、動物管理センター
処分の名称	措置命令
概要	飼い犬は、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれのない方法により、常に係留しておくことが飼い主に義務付けられています。しかし、公道の電柱などに常に飼い犬を係留している場合や敷地内に係留していても容易に敷地外に顔を出すことができ人を咬んだあるいは咬むおそれがある場合あるいは咬み癖のある犬の飼い主に対し、その実情に応じて適切な措置を命じます。
根拠法令等及び条項	大阪府動物の愛護及び管理に関する条例第16条
処分基準	<p>《大阪府動物の愛護及び管理に関する条例》 （犬の飼養者の遵守事項）</p> <p>第4条 犬の飼養者は、その飼養する犬（以下「飼い犬」という。）を、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれのない方法で、常に係留しておかなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 飼い犬をおりに入れて飼養し、又は囲い等の障壁の中で飼養するとき。</p> <p>(2) 人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれのない場所又は方法で飼い犬を訓練し、若しくは移動し、又は運動させるとき。</p> <p>(3) 警察犬、狩猟犬又は身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬をその目的のために使用するとき。</p> <p>(4) 前3号に該当する場合のほか、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれのない場合として規則で定めるとき。</p> <p>（措置命令）</p> <p>第16条 知事は、飼い犬が、人の生命、身体又は財産に害を加え、又はそのおそれがあると認めるときは、その犬の所有者に対し、その犬に口輪をつけることその他必要な措置をとることを命ずることができる。</p> <p>《大阪府動物の愛護及び管理に関する規則》 （人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれのない場合）</p> <p>第3条 条例第4条第1項第4号の人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれのない場合として規則で定めるときは、展覧会、品評会、競技会、興行等のため飼い犬（同項に規定する飼い犬をいう。以下同じ。）を使用するときとする。</p>
ホームページ	
備考	

不利益処分個別票

所管局部課 (担当) 名 (電話番号)	健康局生活衛生部生活衛生課 (06-6208-9996)
処分課 (担当) 名	大阪市保健所
処分の名称	改善命令
概要	市長は、営業施設が規則で定める基準に適合していないと認められる場合、営業者の遵守事項を守っていないと判断される場合に、その改善に関して必要な措置をとるように命じることができます。
根拠法令等 及び条項	大阪府ふぐ処理業等の規制に関する条例の一部を改正する条例 (令和 2 年大阪府条例第 89 号) 附則第 4 項 大阪府ふぐ処理業等の規制に関する条例第 2 1 条 大阪府ふぐ処理業等の規制に関する条例に基づく行政処分等取扱要領 (健康局生活衛生部生活衛生課、大阪市保健所食品衛生監視課、大阪市保健所生活衛生監視事務所窓口に設置)
処分基準	<p>《大阪府ふぐ処理業等の規制に関する条例》 (許可の基準)</p> <p>第四条 知事は、前条第二項の規定による申請書の提出をした者が次に掲げる基準のいずれにも適合すると認めるときは、同条第一項の許可をしなければならない。</p> <p>一 法第五十二条第一項の許可を受けていること。ただし、その許可を要しない営業を営む者であつては、この限りでない。</p> <p>二 第二十二条第一項の規定により許可を取り消された場合にあつては、その取消の日から三年を経過していること。</p> <p>三 営業施設にふぐ処理登録者を置いていること。</p> <p>四 営業施設が規則で定める基準に適合していること。 (営業者の遵守事項)</p> <p>第七条 営業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>一 ふぐ処理登録者をしてふぐ処理に従事させ、又はふぐ処理登録者でない者をしてふぐ処理登録者の立会いの下にその指示を受けてふぐ処理に従事させること。</p> <p>二 ふぐ処理登録者に第十五条第一号から第三号までの規定を遵守させるために必要な監督を行うこと。</p> <p>三 有毒部位を他の食品又は廃棄物に混入しないよう専用の容器に施錠した状態で保管し、及び焼却その他の衛生上の危害を生じるおそれのない方法により処分すること。</p> <p>四 自己の名義をもって、他人にふぐ処理業を営ませないこと。</p> <p>2 営業者は、第五条に規定する許可証 (以下「許可証」という。) を営業施設の見やすい場所に掲示しなければならない。 (改善命令等)</p> <p>第二十一条 知事は、営業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該営業者に対し、期限を定めて、その改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>一 第四条第四号の規定に違反したとき。</p> <p>二 第七条第一項第一号から第三号まで又は第二項の規定に違反したとき。</p> <p>なお、行政処分の基準については、窓口設置資料を参照してください。</p>
ホームページ	
備考	

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局生活衛生部生活衛生課 （06-6208-9996）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	許可の取り消し
概要	市長は、営業者が許可の基準を満たさない場合、営業者の遵守義務規定に違反している場合、改善命令に違反した場合等に営業の許可の取り消し、営業の禁止又は期限を定めての営業の停止を命じることができます。
根拠法令等 及び条項	大阪府ふぐ処理業等の規制に関する条例の一部を改正する条例（令和2年大阪府条例第89号）附則第4項 大阪府ふぐ処理業等の規制に関する条例第22条第1項 大阪府ふぐ処理業等の規制に関する条例に基づく行政処分等取扱要領（健康局生活衛生部生活衛生課、大阪市保健所食品衛生監視課、大阪市保健所生活衛生監視事務所窓口）に設置
処分基準	<p>《大阪府ふぐ処理業等の規制に関する条例》 （許可の基準）</p> <p>第四条 知事は、前条第二項の規定による申請書の提出をした者が次に掲げる基準のいずれにも適合すると認めるときは、同条第一項の許可をしなければならない。</p> <p>一 法第五十二条第一項の許可を受けていること。ただし、その許可を要しない営業を営む者にあつては、この限りでない。</p> <p>二 第二十二条第一項の規定により許可を取り消された場合にあつては、その取消の日から三年を経過していること。</p> <p>三 営業施設にふぐ処理登録者を置いていること。</p> <p>四 営業施設が規則で定める基準に適合していること。</p> <p>（営業者の遵守事項）</p> <p>第七条 営業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>一 ふぐ処理登録者をしてふぐ処理に従事させ、又はふぐ処理登録者でない者をしてふぐ処理登録者の立会いの下にその指示を受けてふぐ処理に従事させること。</p> <p>二 ふぐ処理登録者に第十五条第一号から第三号までの規定を遵守させるために必要な監督を行うこと。</p> <p>三 有毒部位を他の食品又は廃棄物に混入しないよう専用の容器に施錠した状態で保管し、及び焼却その他の衛生上の危害を生じるおそれのない方法により処分すること。</p> <p>四 自己の名義をもって、他人にふぐ処理業を営ませないこと。</p> <p>2 営業者は、第五条に規定する許可証（以下「許可証」という。）を営業施設の見やすい場所に掲示しなければならない。</p> <p>（許可の取消し等）</p> <p>第二十二条 知事は、営業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第三条第一項の許可を取り消し、ふぐ処理業を禁止し、又は三十日を超えない範囲内で期間を定めてふぐ処理業の停止を命ずることができる。</p> <p>一 第四条各号の規定に違反したとき。</p> <p>二 第七条各項の規定に違反したとき。</p> <p>三 前条第一項の規定による命令に違反したとき。</p> <p>四 この項の規定による禁止又は停止の処分に違反したとき。</p> <p>2 営業者は、前項の規定により許可を取り消されたときは、直ちに、許可証を知事に返納しなければならない。</p> <p>なお、行政処分の基準については、窓口設置資料を参照してください。</p>
ホームページ	
備考	